

第 20 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 21 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎	
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか	
	6 番	中之藺 堅二郎	8 番	福 富久	
	1 0 番	上山 幸夫			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	浦口 啓一郎
ハ.	上妻 亜紀	二.	野里 一則
ホ.	片板 大作	へ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農業委員	5 番	小山 幸良	7 番	寺内 秀昭
------	-----	-------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	雨田 俊哉
----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 6 年度第 11 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号5番 小山幸良委員、7番 寺内秀昭委員です。
農地利用最適化推進委員 雨田俊哉推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議 長 ただ今から、第20回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
 （「はい。」の声あり。）
- 議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 福富久委員、10番 上山幸夫委員を指名します。
- 議 長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第11号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
 議案説明の前に、整理番号13番において8番委員が、議事参与の制限に該当します。
 8番委員は退席をお願いします。
 （8番委員、退席）
- 議 長 それでは、議案第1号の整理番号13番を議題にします。
事務局より議案第1号の整理番号13番の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の8ページをお開きください。
 議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、整理番号13番をご説明いたします。
 整理番号13番、兵庫県芦屋市〇〇番××号、A・81歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・72歳が耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更となります。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は残存期間の1年6ヶ月です。図面は28ページに添付しております。
 以上です。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
 （「異議なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号13番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）
 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号 整理番号 13 番については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 8 番委員の入場を求めます。
(8 番委員、着席)

議 長 それでは、議案第 1 号 整理番号 13 番以外を議題にします。
事務局より議案第 1 号 整理番号 13 番以外の説明をお願いします。
事務局。

事 務 局 資料の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。
農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 13 件を定めたいので、承認を
求めるものです。

資料の 3 ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年 6 ヶ月
間が 2 件、令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日までの 5 年間が 10
件、令和 7 年 6 月 1 日から令和 17 年 5 月 31 日までの 10 年間が 1 件の合
計 13 件です。

資料は 4 ページ、内訳書です。整理番号 13 番を除く 12 件について、ご
説明いたします。申請人及び耕作者、申請地、賃借料、存続期間のみ読み
上げますので、そのほかについてはお目通し願います。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、C から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 1 筆で面積は
●●㎡、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

整理番号 2 番、南種子町〇〇××番地、E から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 1 筆で面積は
●●㎡、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、F から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、
賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

5 ページをお開きください。

整理番号 4 番、南種子町〇〇××番地、G から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、
賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

整理番号 5 番、南種子町〇〇××番地、H から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 1 筆で面積は
●●㎡、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

整理番号 6 番、南種子町〇〇××番地、I から公益財団法人鹿児島県地
域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●㎡、
賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

6 ページをご覧ください。

整理番号 7 番、南種子町〇〇××番地、J から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 6 筆で面積は●●m²、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の再設定です。

この件につきましては、1 月の定例総会において承認をいただいておりますが、申請地の追加申出があったため、いったん取り下げ、再申請するものです。

整理番号 8 番、南種子町〇〇××番地、K から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L が耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●m²、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は 5 年の新規設定です。

7 ページをご覧ください。

整理番号 9 番、南種子町〇〇××番地、M から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、N が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 3 筆で面積は●●m²、賃借料は粃〇〇kg の現物渡し、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 10 番、奈良県香芝市〇〇××番地、O から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、N が耕作者です。〇〇字▽▽××番で面積は●●m²、賃借料は粃〇〇kg の現物渡し、期間は 5 年の再設定です。

整理番号 11 番、南種子町〇〇××番地、P から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Q が耕作者です。〇〇字▽▽××番ほか 3 筆で面積は●●m²、賃借料は年〇〇円、期間は 10 年の再設定です。

8 ページをお開きください。

整理番号 12 番、兵庫県芦屋市〇〇番××号、A から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、R が耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更です。〇〇字▽▽××番ほか 2 筆で面積は●●m²、賃借料は 10 アール当り〇〇円、期間は残存期間の 1 年 6 ヶ月です。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第 1 号について、質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

1 番委員 整理番号 1 番から 7 番についてですが、10 アール当り〇〇円の根拠は分かりませんか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 D さんからの話によると、ご自宅から農地までの距離等を勘案した結果、

所有者との話し合いの上で今回の金額に設定されたということです。こちらから幾らにしようという指示はありません。

議 長 懇談に入ってよろしいでしょうか。懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。異議はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 13 番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号 整理番号 13 番以外については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：S・T、譲受人：U、外 2 件を議題にします。整理番号 1 番・2 番は、委員の議事参与に該当する議案になります。

議 長 議案説明の前に、整理番号 1 番において 11 番委員が、議事参与の制限に該当します。

11 番委員は退席をお願いします。

(11 番委員、退席)

議 長 議案第 2 号の整理番号 1 番を議題にします。

それでは、事務局より整理番号 1 番の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局 資料の 29 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 1 番の資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S、南種子町〇〇××番地 T。譲受人は、南種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 5 筆。地目は田及び畑、地積は 6 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、30 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 33 ページから添付しております。

この件につきましては、3 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしたいのですが、地区担当委員は 11 番委員ですが、議事参与で退場しております。

すので、現地調査に出席しました、私、12 番が説明します。

12 番委員 この件は、以前も〇〇共有地の案件が提案されましたが、同様であります。譲渡人のＳさんと譲受人のＵさんは夫婦であります。この件は〇〇の 2 名の共有地ということで申請されていたんですが、今回名義整理ということでＵさんに名義を変更するとのこと。今回 6 筆あった共有地をすべて名義整理ということで移します。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議 長 議案第 2 号 整理番号 1 番については、原案のとおり決定いたしました。
11 番委員の入場を求めます。
（11 番委員、着席）

議 長 引き続き議案第 2 号 整理番号 2 番を議題にします。
整理番号 2 番において、2 番委員が議事参与の制限に該当しますので、2 番委員の退席をお願いします。
（2 番委員、退席）

議 長 それでは、事務局より議案第 2 号 整理番号 2 番の説明をお願いします。
事務局。

事 務 局 資料の 2 ページをお開きください。
議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 2 番の資料を読み上げます。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 W です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

使用貸借で、事業実証のため 9 ヶ月間の期間借地によるものです。

この件につきましては、31 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 38 ページから添付しています。

この件につきましては、3 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 2 番 地区担当委員は、2 番委員ですが、議事参与で退場しておりますので、現地調査に参加した 1 番委員の方で説明をお願いします。

1 番委員 説明します。備考欄にありますように、使用貸借権（事業実証による期間借地）となります。VさんとWさんは親子でございます。

議 長 以上で説明を終わります。質疑はございませんか。

6 番委員 昨年も同じような案件が出たと思いますが。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 昨年も事業実証ということでほぼ同じ農地、同じ条件で使用貸借権の申請がありました。総合農政課の事業ということで、受けております。

事 務 局 去年も事業実証関係の申請をするのに、総合農政課の農地振興係の〇〇主任から話を聞いた限りでは、県の補助金を受ける段階で事業実証をしないといけないということで、サツマイモ・安納芋関係を植え付けするのに畑を借りるのには、使用権の設定がないと駄目だということでありまして、地権者では問題ないんですけど、親子と言えども他人の畑に作っているということが実証できないということで権利関係の使用貸借関係を結びなさいと、そうしないとお金がもらえないと指導がありましたので、総合農政課の事業ということです。補助金要綱の中に記載があるそうです。

議 長 他に異議はございませんか。

議 長 （「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議 長 議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。2番委員の入場を求めます。

議 長 （2番委員、着席）

議 長 引き続き議案第2号 整理番号3番を議題にします。

事 務 局 それでは、事務局より議案第2号 整理番号3番の説明をお願いします。事務局。

事 務 局 整理番号3番について資料を読み上げます。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Yです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか2筆。地目はすべて田、地積は3筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、32 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は43 ページから添付しています。

この件につきましては、3月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
整理番号3番は、地区担当委員が欠員となっておりますので、地区担当農地利用最適化推進委員の口推進委員をお願いします。

口推進委員 この件については、私が現地調査に出席したので説明します。譲渡人のXさんと譲受人のYさんは伯父と甥の関係になります。Yさんの経営拡大ということで、今回贈与ということで所有権移転をしています。以上です。

議長 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第2号 整理番号3番については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：Z、譲受人：aを議題にします。
それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の47ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。
資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Z。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 aです。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、地目は田。地積は●●㎡のうち500㎡です。
工事計画は、令和7年3月から令和7年7月までの5ヶ月間。
資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費のうち居宅〇〇円、物置〇〇円の合計〇〇円となっており、全て融資で賄うものです。
転用目的は一般住宅・物置です。
転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで2人の子供も成長し手狭になってきたため、当該地を買い受け、一般住宅を建築するものです。」とのことです。
周囲の状況につきましては、東側は町道に面しており、南西に譲渡人所有の田、そのほかは水路を挟んで田、雑種地となっております。
隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料52ページの被害防除計画書をご覧ください。

- (1) 造成計画が、盛土を最高 0.3m 行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、幅 2 m 程度の緑地、緩衝地を設ける。
- (4) 排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽となっております。

なお、申請地は農用地区域外で都市計画区域内、農地の区分は「第 2 種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は 48 ページから添付しています。

この件につきましては、3 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番 担当地区が、私ですので 12 番が説明します。

12 番委員 整理番号 1 番。この a さんは I ターンで奥さんが、b さんのハウスを借りてレザーを作っている方です。ここに来て何年経つか。a さんは埼玉を拠点にして、ビジネスをしている方ですが、南種子に腰を据えようということで、今回この土地を取得して家を建てようということです。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第 20 回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。

